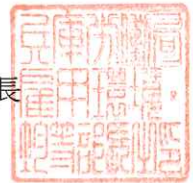


兵労雇均発 1126 第 1 号  
令和 6 年 11 月 26 日

関係機関・団体各位

兵庫労働局 雇用環境・均等部長



フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について（協力依頼）

平素は労働行政の運営に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和 5 年法律第 25 号。以下、「本法」といいます。）が、令和 6 年 11 月 1 日に施行されました。

兵庫労働局では、より多くの企業に本法に基づいた就業環境整備等の御対応を円滑かつ着実に進めていただくため、本法の周知徹底を図っているところです。

つきましては、貴機関・団体におかれましても、別紙の広報誌掲載用例文や同封の広報用資料を御活用いただき、傘下会員企業、関係者等への広報につきまして御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、御要望があれば、県内の関係機関・団体が主催する会員向けの説明会・研修会に当局的職員を講師として派遣しております。講師派遣の依頼は随時受け付けておりますので、積極的に御検討いただけますと幸いです。

なお、日程等の都合上、御希望に添えない場合もありますので、予め御了承くださいますようお願いいたします。

<本法に係る詳細はこちら>

厚生労働省 HP 「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)



お問合せ・申込み先

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15 階

TEL：078-367-0820

# 令和6年11月1日よりフリーランス法が施行されました！

兵庫労働局 雇用環境・均等部

令和6年11月1日に、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という）が施行されました。この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、①フリーランス事業者と企業等の発注事業者間における取引の適正化②フリーランス事業者の就業環境整備を図ることを目的としています。個人のフリーランス事業者と取引実績のある使用者の皆さまにおかれては、フリーランス法により規定される取引の適正化・就業環境の整備に関する下記の事項にご留意いただき、社内の規程整備に努めていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

## ① 書面等による取引条件の明示が義務付けられます！

業務委託をした場合は、速やかに●業務の内容 ●報酬の額 ●支払期日 ●発注事業者・フリーランスの名称 ●業務委託をした日 ●給付を受領/役務提供を受ける日 ●給付を受領/役務提供を受ける場所 ●(検査を行う場合)検査完了日 ●(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項を、フリーランスに対し明示することが必要になります。

## ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払が義務付けされます！

発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う必要があります。

## ③ 1か月以上の業務委託をした場合の禁止事項が定められました！

フリーランスに対して、●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し をすることが禁止されます。

## ④ 募集情報の的確表示が必要です！

広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはいけません。また、情報の内容は、正確かつ最新のものに保たなければなりません。

## ⑤ 6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護等と業務を両立できるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければなりません！

やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要です。

## ⑥ フリーランスに対してもハラスメント対策を講じましょう！

●ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発 ●相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ●ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 等の対策措置を整備してください。

## ⑦ 契約の中途解除には、解除の予告・理由の開示が必要です！

6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として30日前までに予告しなければならず、予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示が義務化されます。

①～③の法制度に関するご相談・ご質問は、公正取引委員会・中小企業庁にお問い合わせください。

公正取引委員会 近畿中国四国事務所

電話 06-6941-2206

④～⑦の法制度に関するご相談・ご質問は、兵庫労働局雇用環境・均等部指導課にお問い合わせください。

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

電話 078-367-0820

# フリーランス新法及び

## 改正育児・介護休業法等説明会

追加開催！  
オンラインでも視聴可能！

令和6年11月1日から「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」という）が施行され、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの方の就業環境の整備が、事業者に義務付けられました。

また、育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正により、令和7年4月1日以降、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の拡大、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化、次世代育成支援対策の推進・強化等が予定されております。

兵庫労働局では、これらの内容について理解を深め、就業規則の整備などの対応を進めていただくため、説明会を開催します。ぜひご参加ください（説明事項は、10月・11月の説明会と同一の内容になります）。

### 【主な内容】

- ① フリーランス法について
- ② 改正育児・介護休業法について
- ③ 改正次世代育成支援対策推進法について  
(くるみん認定基準改正も含む)

<主催> 兵庫労働局

<対象> 兵庫県内の企業、各種団体および労働者、フリーランスの方

### 開催会場・日時

※オンライン説明会の視聴にあたっては、スマートフォン又はパソコンが必要です。

また、オンライン説明会では、Zoomを使用するため、Zoomを事前にインストールいただくことが必要です。

	形態	開催日	時間	会場	定員	申込期限
1	参集	12月17日	10:00~ 11:55	兵庫労働局 第一共用会議室 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	40名	12/6
2	ZOOM	12月17日	14:00~ 15:55	-	400名	12/6
3	参集	12月19日	10:00~ 11:55	兵庫労働局 第一共用会議室 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー15階	40名	12/9
4	ZOOM	12月19日	14:00~ 15:55	-	400名	12/9

<申込方法> 11月19日(火) 9:00より、web申込みを受付いたします。  
詳細は裏面をご覧ください。

## 申込方法

厚生労働省ホームページ「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」からお申し込みください。(11月19日 9:00～受付開始)

URL: <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

受付サイトトップで「兵庫県」をクリック

⇒ 説明会一覧から参加したい会場の **申込可能** をクリック

【受付サイト  
トップページ】



兵庫労働局のホームページにも、11月中旬より本説明会案内を掲載いたします。

URL: [https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/telework.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/telework.html)

### 《参集型説明会へご参加いただく皆様へ》

- ・説明会当日は、申込時に自動送信されるお申し込み完了メールをプリントアウトの上、受付にお見せください。
- ・参加人数に制限があるため、1事業場あたり1名の参加に限らせていただきます。
- ・説明会に使用する資料は、当日会場にて配布いたしますが、12月10日(火)に受付サイトの申込ページに掲載いたします。

### 《オンライン説明会へご参加いただく皆様へ》

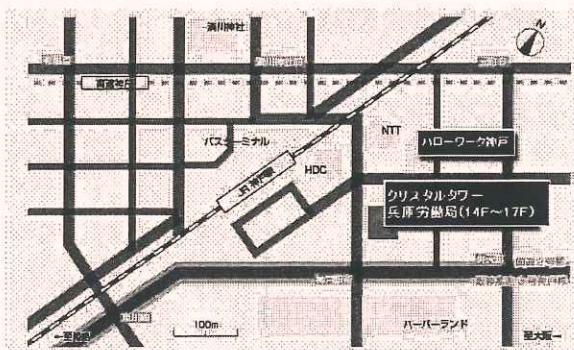
- ・視聴中は、Wi-Fi環境下、スマートフォン又はパソコンを充電可能な場所から参加いただくことを推奨します。通信料金が発生する可能性があります。その際の費用については自己負担となりますのでご了承ください。
- ・参加申込時、ご登録いただいたメールアドレスに兵庫労働局から説明会用のミーティングIDとパスコードをお送りしますので、説明会当日はそちらからお入りください。
- ・説明会中はチャット機能等を用いた質問の受付はできかねます。恐れ入りますが、説明内容についてご質問・ご相談等ありましたら、個別相談窓口までお問合せ願います。
- ・説明会使用資料及び関連資料につきましては、12月10日(火)に受付サイトの申込ページに掲載いたします。必要に応じて、事前にプリントアウトしていただきますよう、お願いいたします。

## 会場

参集型説明会実施会場は駐車場がありませんので、公共交通機関の利用をお願いいたします。

### 神戸会場

JR神戸駅より徒歩3分  
神戸クリスタルタワー15階



## 個別相談窓口

兵庫労働局では、来局や電話による相談を随時受け付けております。

お問い合わせ先

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課

神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー15階

TEL 078-367-0820

## 参考URL

〈フリーランス法に係る詳細はこちら〉

厚生労働省「フリーランスとして業務を行う方・フリーランスの方に業務を委託する事業者の方等へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/zaitaku/index\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

〈改正育児・介護休業法に係る詳細はこちら〉

兵庫労働局「育児・介護休業法の改正について」

[https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/hourei\\_youshikishu/youshikishu/ikuji\\_kaigokyugyou.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/ikuji_kaigokyugyou.html)

【フリーランス法】



【改正育児・介護休業法】

